

## 第32回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和2年1月24日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

### 会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 報第62号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第4  | 報第63号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて                   |
| 日程第5  | 報第64号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて                    |
| 日程第6  | 議第239号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第7  | 議第240号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第8  | 議第241号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第9  | 議第242号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第10 | 議第243号 | 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について                    |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、

○本日会議に欠席した委員

清水直喜、田口康慈

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、林政部長：細野達也、畜産課長：倭一弘、

農地主事：林義一、書記：木戸脇良昭、尾形博司

飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

職 務 代 理	<p>ただいまより第32回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、15番清水委員、19番田口委員より欠席の連絡が入っており、本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦勞様でございます。</p> <p>昨日、高山市の環境に関する会議がありました。その中で、宴会時における3010運動が取り上げられ、今年はそれを強く推進していくことが取り上げられました。自分も宴会への出席が多いので料理も食べきれず、できるだけ容器をいただいて持ち帰っています。会議のメンバーで、高山市町連の会長さんも参加されており、地元の会議でも今後推進していくとのことでした。皆さんも宴会ではできるだけ食べられるようお願いいたします。また、時期的に流行するインフルエンザの予防には、のどを潤すことが効果的とのこと、それにはお茶のカテキンが良いと教わりました。インフルエンザには皆さん十分に気をつけてください。今のメンバーによる委員会も今日を入れてあと6回となりました。今日もスムーズな進行をお願いして挨拶いたします。</p>
職 務 代 理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め進行いただきます。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 16 番 中田委員と、17 番 杉本委員を指名しますので  
お願いします。

議 長 日程第 2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日 1 日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日 1 日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第 3 報第 6 2 号 農地所有適格法人の報告等について を  
議題とします。

事務局の説明をお願いします。

林農地 主 事 今回は 5 4 法人のうち 3 法人についての報告となります。  
農地所有適格法人につきましては、4 つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受  
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有  
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、3 件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 4 報第 6 3 号 農地法の規定に基づく許可  
処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇 書 記 今回は、1 件の報告です。  
(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)  
以上 1 件の報告をさせていただきます。

議 長	以上、報告のとおり確認しました。
	<p>続きまして、日程第5 報第64号 農地法の規定に基づく許可処分 の取消しについて を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
木戸 脇 書 記	<p>1件の報告です。</p> <p>(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)</p> <p>以上 1件の報告をさせていただきます。</p>
議 長	以上、報告のとおり確認しました。
	<p>続きまして、日程第6 議第239号 農地法第3条の規定による 権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います</p>
木戸 脇 書 記	<p>本日は、3件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各 号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満た しております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても 申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地 目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあ っては存続期間を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>1番と2番案件は、通常の農地権利異動ではなく、当該地で計画 される小水力発電事業に係る埋設管の地下地役権を設定するもの。</p> <p>以上、3件 田畑4筆で 計 3,672 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いい たします。</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ いては許可することと決定いたします。

続きまして、日程第7 議第240号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

今回は、2件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、2件 田畑 3筆で 計 349 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第241号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

本日は19件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

9 番 10 番の案件については、営農型太陽光発電施設の支柱部分の転用で 3 年ごとに更新が必要となる一時転用案件です。

以上 19 件 田畑 31 筆 13,847.68 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第 9 議第 242 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は、1 件の上程です。  
書 記 (相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)

以上 1 件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第 10 議第 243 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地  
主 事  
議 長  
議 長  
議 長

前回の第31回委員会の協議会において協議いただいた案件で、11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において決議され、改めて各農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るものとして上程するものです。

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、組織一丸で取り組むことを申し合わせ決定します。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第32回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時10分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

中田 一彦 委員

---

杉本 彰信 委員

---